

厚木市文化会館友の会「アート・メイツ」規約

(目的)

第1条 この会は、厚木市文化振興財団（以下「財団」という。）が実施する音楽、演劇、演芸等の文化事業を通じて地域の文化芸術の振興に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

(名称及び事務局)

第2条 この会の名称は厚木市文化会館友の会「アート・メイツ」とし、事務局は、厚木市文化会館内の財団事務所におきます。

(会員)

第3条 会員とは、財団が実施する事業に賛同し、本規約を承認の上、入会を申し込み、会員証の発行を受けた方をいいます。

2 会員が資格を有する期間（以下「会員期間」という。）は1期1年とし、入会の日から1年間経過した日の属する月の末日までとします。ただし、次期会費の納入をもって引き続き資格を有することとし、以降においてこの例によるものとします。

(会員証)

第4条 会員には会員証を発行します。発行した会員証は、退会手続きがなされるまで会員資格を証するものとします。ただし、第11条に定める会員資格を喪失した場合は、この限りではありません。

2 会員証は本人のみが利用できるものとし、他人に貸与、譲渡することはできません。

(会費)

第5条 会員の年会費は2,000円(消費税込)とします。

(会員特典)

第6条 会員は次の特典を受けることができます。

- 1 財団が指定する公演について、会員は一般発売に先行してチケットの予約及び購入をすることができます。チケットの優先予約は、1公演につき4枚以内（公演によっては別に定めることがあります。）とします。
- 2 財団が指定する公演について、割引料金でチケットをお買い求めいただけます。
- 3 財団ニュース「ぶんか情報館」をお届けします。
- 4 その他、会員向けサービスを行います。

(代金の支払方法)

第7条 第5条の年会費の支払いは一括払いのみとし、窓口での現金による支払い、コンビニエンスストアでの支払い、オンラインカード決済によって支払ってください。なお、決済手数料については会員の負担となります。

2 第6条のチケット代金の支払いは、全額一括払いとし、窓口での現金による支払い、またはコンビニエンスストアでの支払い、オンラインカード決済によって支払ってください。なお、決済手数料及び発券手数料については会員の負担となります。

(会員証の紛失、盗難)

第8条 会員は、会員証を紛失、盗難、または破損した場合は、直ちに事務局に届け出てください。

2 会員が紛失、盗難その他の事由により会員証を他人に利用されることにより生じた損害は、会員がすべてその損害の責めを負うものとします。

3 会員証を再発行する場合は、所定の手数料を支払うものとします。

(届出事項の変更)

第9条 会員は、氏名、住所、電話番号等に変更が生じた場合には、速やかにその内容を事務局に届け出てください。

(退会等)

第 10 条 会員は、この会を退会しようとするときは、事務局に退会の届け出をし、会員証を返却してください。ただし、会員期間の途中で退会する場合であっても、お支払済みの年会費は返還いたしません。

(会員の資格の喪失)

第 11 条 財団は、会員が次のいずれかに該当した場合には、会員の資格を取り消すことができますものとします。

- 1 入会時に虚偽の申告があったとき。
- 2 チケット代金等の支払いを怠ったとき。
- 3 他人に会員証を転貸するなど会員としてふさわしくない行為をしたとき。
- 4 本規約に違反したとき。
- 5 その他、運営上支障があると認められたとき。

(個人情報)

第 12 条 財団は、会員から受領した、入会申込書および会館ホームページの入会申込フォーム等に記載された個人情報（以下「会員情報」）を保有します。

- 2 財団は、会員情報について、個人情報保護法その他関連法令等を遵守し、適切に取り扱います。
- 3 財団は、会員情報を財団の事業等の必要に応じ、次の目的のために利用するものとします。
 - (1) 友の会会報誌、その他、財団の取り扱う公演等のご案内、お知らせの送付。
 - (2) 購入いただいたチケットの送付。
 - (3) 年会費およびチケット代金の請求に付随する業務。
 - (4) その他財団に関連・付随する業務。

4 財団は、会員情報への不正なアクセス等が行われることを防止するため、必要と考えられる安全管理対策を講じます。

5 財団は、以下の場合には必要な範囲で会員情報を外部事業者を提供することがあります。この場合、外部事業者に対して、会員情報を漏洩・再提供しないよう、契約により義務づけ、適切な管理を行います。

- (1) 本規約第 6 条のサービス提供を行う場合、またそのサービスを業務委託する場合。
- (2) 法令により必要とされる場合。
- (3) その他、公共のために必要と考えられる場合。

(規約の変更)

第 13 条 本規約を変更した場合には、事務局は直ちに会員に通知するものとします。

附 則

この規約は、平成 16 年 1 月 1 日から適用するものとします。

この規約は、平成 18 年 10 月 1 日から適用するものとします。

この規約は、平成 20 年 1 月 1 日から適用するものとします。

この規約は、平成 28 年 10 月 1 日から適用するものとします。

この規約は、令和元年 9 月 15 日から適用するものとします。

この規約は、令和元年 1 月 20 日から適用するものとします。